



もえぎ



青年部機関紙 2017年第3号

2017年1月13日発行

編集・発行 全道庁上川総支部青年部

臨時ボーナス?!?! 賃金の差額支給があります!!

2017年1月の賃金日(20日)に2016年4月からの賃金の改定差額が支給されます。

額が支給されるということです。ちなみに昨年度は3月に差額が支給されました。

《賃金決定までの大まかな流れ》

●主な改正内容

1 給料月額引き上げ

+1,500円(初任給、若年層)
~400円(その他の層)

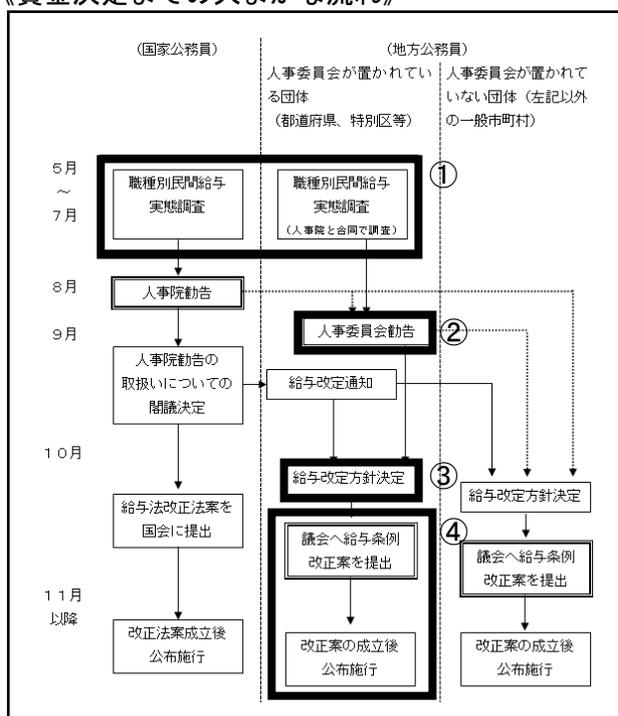
2 期末・勤勉手当における年間支給月数の引き上げ

4.10月→4.30月(+0.2月)

青年層では、手取りでおおよそ50,000円程度の差額が支給されます。この金額はちょっとした臨時ボーナスですね!! どうして賃金の差額が支給されるのでしょうか? 理由は賃金決定の仕組みにあります。

私たちの賃金は民間準拠とされているので、北海道人事委員会において民間での賃金を調査する「職種別民間給与実態調査」(右表① 5~7月)をもとに出される「人事委員会勧告」(右表② 8、9月頃)というものが、賃金を決定するための参考とされています。この「人事委員会勧告」を参考に北海道として賃金方針を決定し(右表③ 10月頃)、賃金の改正が必要であれば、議会において条例の一部が改正され(右表④ 11月以降)、その年度の賃金が決まります。この間、賃金は前年度を基本とした仮の額を支給することとなっています。

つまり、2016年度はこの賃金決定が11月にされたので、4月にさかのぼって賃金の差



今回はなかなか知る機会の少ない賃金決定の仕組みに触れましたが、今後もこのように機関紙でも学習の機会を設けていきたいと思えます。



自分たちの周りの様々な仕組みを学び、より良い生活職場実態をめざしましょう!

【自治労春闘キャラクター】
ベアアップ